

土地改良法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）（第一条関係）		1
○	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（第二条関係）		50
○	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）（第三条関係）		53
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第七条関係）		54
○	独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）（附則第八条関係）		55

○ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）（第一条関係）

改正案	現行
目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第一章の二 土地改良長期計画（第四条の二―第四条の四） 第二章 土地改良事業 第一節 土地改良区を行う土地改良事業 第一款 土地改良区の設立（第五条―第十五条の五） 第二款 土地改良区の管理（第十六条―第四十六条） 第三款 土地改良区の事業 第一目 事業の施行（第四十七条―<u>第五十七条の十六</u>） 第二目 権利関係の調整（第五十八条―第六十五条） 第四款 土地改良区の地区変更、解散及び合併（第六十六条―第七十五条） 第五款 土地改良区の組織変更 第一目 一般社団法人への組織変更（第七十六条―第七十六条の十） 第二目 認可地縁団体への組織変更（第七十六条の十一―第七十六条の十六） 第六款 土地改良区連合（第七十七条―第八十四条） 第二節 国又は都道府県を行う土地改良事業（第八十五条―第九十四条の十） 第三節 農業協同組合等又は第三条に規定する資格を有する者の	目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第一章の二 土地改良長期計画（第四条の二―第四条の四） 第二章 土地改良事業 第一節 土地改良区を行う土地改良事業 第一款 土地改良区の設立（第五条―第十五条の五） 第二款 土地改良区の管理（第十六条―第四十六条） 第三款 土地改良区の事業 第一目 事業の施行（第四十七条―<u>第五十七条の九</u>） 第二目 権利関係の調整（第五十八条―第六十五条） 第四款 土地改良区の地区変更、解散及び合併（第六十六条―第七十五条） 第五款 土地改良区の組織変更 第一目 一般社団法人への組織変更（第七十六条―第七十六条の十） 第二目 認可地縁団体への組織変更（第七十六条の十一―第七十六条の十六） 第六款 土地改良区連合（第七十七条―第八十四条） 第二節 国又は都道府県を行う土地改良事業（第八十五条―第九十四条の十） 第三節 農業協同組合等又は第三条に規定する資格を有する者の

（傍線部分は改正部分）

行う土地改良事業（第九十五条―第九十六条）	第四節 市町村の行う土地改良事業（第九十六条の二―第九十六条の四）
第三章 交換分合（第九十七条―第一百十一条）	第四章 土地改良事業団体連合会（第一百十一条の二―第一百十一条の二十八）
第五章 補則（第一百十二条―第一百三十一条）	第六章 監督（第一百三十二条―第三十六条の五）
第七章 罰則（第三十七条―第四十六条）	附則
（目的及び原則）	
第一条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び<u>保全</u>を図り、もつて農業の生産性の向上、<u>農業生産の増大</u>、消費者の需要に即した<u>農業生産の推進</u>、<u>農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施</u>に資することを目的とする。	
2 （略）	
（土地改良事業に参加する資格）	
第三条 （略）	
2 7 （略）	
8 第五条第六項又は第七項（これらの規定を第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項及び第十項、第八十七条の二十項、第八十七条の三第七項（第九十	

行う土地改良事業（第九十五条―第九十六条）	第四節 市町村の行う土地改良事業（第九十六条の二―第九十六条の四）
第三章 交換分合（第九十七条―第一百十一条）	第四章 土地改良事業団体連合会（第一百十一条の二―第一百十一条の二十八）
第五章 補則（第一百十二条―第一百三十一条）	第六章 監督（第一百三十二条―第三十六条の五）
第七章 罰則（第三十七条―第四十六条）	附則
（目的及び原則）	
第一条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び<u>開発</u>を図り、もつて農業の生産性の向上、<u>農業総生産の増大</u>、<u>農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善</u>に資することを目的とする。	
2 （略）	
（土地改良事業に参加する資格）	
第三条 （略）	
2 7 （略）	
8 第五条第六項又は第七項（これらの規定を第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項及び第十項、第八十七条の二十項、第八十七条の三第七項、第八十	

六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十八条第六項及び第十八項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の承認又は同意に係る土地（承認に係る土地にあつては、農用地及び第五十条第一項の道路等の用に供されている土地並びにこれらの土地以外の土地で、その承認に際し、その承認をした行政庁又は地方公共団体が農用地として利用する旨を農業委員会に申し出たものを除き、同意に係る土地にあつては、その同意に際し、その同意をした第一項第三号又は第四号に該当する者が、（当該土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者が他に存するときは、その者の同意を得て、）農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た土地を除く。以下「特定用途用地」という。）についての第一項第三号又は第四号に該当する者には、当該特定用途用地又は当該特定用途用地を従前の土地とする換地についての同項第三号又は第四号に該当する者としては、同項の規定を適用しない。

（作成）

第四条の二（略）

2 （略）

3 土地改良長期計画は、良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るため、農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施を旨として、計画期間に係る農業の生産性の向上、農業生産の増大及び消費者の需要に即した農業生産の推進の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農

八条第六項及び第十八項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の承認又は同意に係る土地（承認に係る土地にあつては、農用地及び第五十条第一項の道路等の用に供されている土地並びにこれらの土地以外の土地で、その承認に際し、その承認をした行政庁又は地方公共団体が農用地として利用する旨を農業委員会に申し出たものを除き、同意に係る土地にあつては、その同意に際し、その同意をした第一項第三号又は第四号に該当する者が、（当該土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者が他に存するときは、その者の同意を得て、）農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た土地を除く。以下「特定用途用地」という。）についての第一項第三号又は第四号に該当する者には、当該特定用途用地又は当該特定用途用地を従前の土地とする換地についての同項第三号又は第四号に該当する者としては、同項の規定を適用しない。

（作成）

第四条の二（略）

2 （略）

3 土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

4・5 (略)

(土地改良区の事業)

第十五条 (略)

2 土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業(第五十七条の四第一項、第五十七条の九第一項及び第五十七条の十一第一項に規定する事業を含む。以下同じ。)を行うことができる。

(准組合員等たる資格)

第十五条の二 (略)

2 土地改良施設の管理(委託を受けて行う管理を含む。第十五条の五第二項、第四十二条及び第五十七条の十一第一項において同じ。)を行う土地改良区にあつては、定款で定めるところにより、当該土地改良施設の管理に関連する活動を行う団体その他の者を施設管理准組合員たる資格を有する者としてすることができる。

(土地改良事業及び連携管理保全事業への参加の促進)

第十五条の五 (略)

2 土地改良施設の管理を行う土地改良区は、その組合員又は組合員以外の者の第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全事業への参加の促進を図るため、当該連携管理保全事業に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4・5 (略)

(土地改良区の事業)

第十五条 (略)

2 土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業(第五十七条の四第一項に規定する事業を含む。以下同じ。)を行うことができる。

(准組合員等たる資格)

第十五条の二 (略)

2 土地改良施設の管理(委託を受けて行う管理を含む。)を行う土地改良区にあつては、定款で定めるところにより、当該土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となつている団体であつて土地改良施設の管理に関連する活動を行うものを施設管理准組合員たる資格を有する者としてすることができる。

(土地改良事業への参加の促進)

第十五条の五 (略)

(新設)

3| 国及び地方公共団体は、第一項の情報の提供及び前項の措置が円滑に実施されるよう、土地改良区に対し、必要な指導、助言その他の援助を行うように努めるものとする。

(役員の選任等)

第十八条 (略)

2ゝ5 (略)

6| 土地改良区は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

7| 20| (略)

(総代会)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 総代には、第十八条第三項、第八項から第十二項まで、第十四項、第十六項及び第十七項並びに第二十九条の三第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「五分の一」とあるのは、「三分の一」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(総代会における解散又は合併の決議)

第二十四条 総代会において土地改良区の解散又は合併の決議(第五十七條の十一第一項に規定する連携管理保全計画(同条第三項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。))について、同条第一項の認可(第五十七條の十三において準用する第五十七條の十一

2| 国及び地方公共団体は、前項の情報の提供が円滑に実施されるよう、土地改良区に対し、必要な指導、助言その他の援助を行うように努めるものとする。

(役員の選任等)

第十八条 (略)

2ゝ5 (略)

(新設)

6| 19| (略)

(総代会)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 総代には、第十八条第三項、第七項から第十一項まで、第十三項、第十五項及び第十六項並びに第二十九条の三第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「五分の一」とあるのは、「三分の一」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(総代会における解散又は合併の決議)

第二十四条 総代会において土地改良区の解散又は合併の決議があつたときは、理事は、当該決議の日から五日以内に、組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。

第一項の変更の認可を含む。)の申請をする旨の決議を含む。)があつたときは、理事は、当該決議の日から五日以内に、組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。

25 (略)

(会議招集の通知等)

第二十八条 総会を招集するには、その会日から五日前までに、会議の日時及び目的を各組合員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合には、その会日から三日前までに通知すれば足りる。

2 理事は、前項の規定による通知をした後、遅滞なく、会議の日時及び目的を公告しなければならない。

(重要事項の議決方法)

第三十三条 次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一 (略)

二 土地改良事業計画の設定若しくは変更、第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請、第八十七条の二第四項(第十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定による同意又は土地改良事業の廃止

三 第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全計画の同項の認可(第五十七条の十三において準用する第五十七条の十一第一項の変更の認可を含む。第五十七条の十五において同じ。)の申請

25 (略)

(会議招集の通知等)

第二十八条 総会を招集するには、その会日から五日前までに、会議の日時、場所及び目的を各組合員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合には、その会日から三日前までに通知すればよい。

2 理事は、前項の規定による通知をした後、遅滞なく、会議の日時、場所及び目的を公告しなければならない。

(重要事項の議決方法)

第三十三条 次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一 (略)

二 土地改良事業計画の設定若しくは変更、第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請、第八十七条の二第四項の規定による同意又は土地改良事業の廃止

(新設)

四 (略)

五 第八十三条の二第三項の規定による権利義務の承継

(賦課金等の徴収の委任)

第三十八条 土地改良区は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第三十六条第一項、第二項、第四項若しくは第九項又は第三十六条の三の規定により徴収すべき金銭、第四十三条第二項の規定による決済により徴収すべき金銭、第五十三条の八第二項の規定により徴収すべき金銭、同条第三項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画又は交換分合計画において定める清算金(第八十九条の二第十三項の規定により徴収すべき仮清算金を含む。以下この条及び次条第一項において「賦課金等」と総称する。)並びに賦課金等に係る延滞金並びにその延滞金以外の前条の過怠金の徴収を委任することができる。

(土地改良施設の更新に必要な資金の積立て)

第四十二条 土地改良施設の管理を行う土地改良区は、定款で定めるところにより、その管理する土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案し、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるために資金を積み立てることができる。

第四十三条・第四十四条 (略)

(削る。)

三 (略)

(新設)

(賦課金等の徴収の委任)

第三十八条 土地改良区は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第三十六条第一項、第二項、第四項若しくは第九項又は第三十六条の三の規定により徴収すべき金銭、第四十二条第二項の規定による決済により徴収すべき金銭、第五十三条の八第二項の規定により徴収すべき金銭、同条第三項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画又は交換分合計画において定める清算金(第八十九条の二第十三項の規定により徴収すべき仮清算金を含む。以下この条及び次条第一項において「賦課金等」と総称する。)並びに賦課金等に係る延滞金並びにその延滞金以外の前条の過怠金の徴収を委任することができる。

(新設)

第四十二条・第四十三条 (略)

第四十四条 削除

(急施の場合)

第四十九条 災害又は突発事故被害のため急速に次に掲げる土地改良事業を新たに行う必要がある場合には、土地改良区は、前条の規定にかかわらず、総会の議決を経て応急工事計画を定め、都道府県知事の認可を受けて当該土地改良事業を行うことができる。

一 第二条第二項第五号の土地改良事業（次号、第五十二条第一項及び第八十七条の五第一項において「復旧事業」という。）

二 復旧事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業（当該復旧事業が、災害復旧に係るものである場合にあっては当該復旧事業に係る土地改良施設において再度災害を防止するためのものに限り、突発事故被害の復旧に係るものである場合にあっては当該復旧事業に係る土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害を防止するためのものに限る。）とを一体とした事業であつて、当該事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するもの

2
(略)

(換地計画の決定及び認可)

第五十二条 土地改良区は、その行う土地改良事業（第四十九条第一項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行う復旧事業を除く。）につき、その事業の性質上必要があるときは、当該土地

(急施の場合)

第四十九条 災害又は突発事故被害のため急速に第二条第二項第五号の土地改良事業を新たに行う必要がある場合には、土地改良区は、前条の規定にかかわらず、総会の議決を経て応急工事計画を定め、都道府県知事の認可を受けてその事業を行うことができる。

(新設)

(新設)

2
(略)

(換地計画の決定及び認可)

第五十二条 土地改良区は、その行う土地改良事業（第四十九条第一項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行う第二条第二項第五号の事業を除く。）につき、その事業の性質上必要がある

改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2～9 (略)

(情報通信環境整備事業の実施)

第五十七条の九 農業用排水施設の管理(委託を受けて行う管理を含む。)を行う土地改良区は、当該管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用促進に資するため、当該土地改良区の地区又はその周辺の地域における情報通信技術の利用上必要な施設(土地改良施設を除く。)の新設、管理、廃止又は変更を内容とする事業(以下「情報通信環境整備事業」という。)を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て情報通信環境整備事業の計画その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 情報通信環境整備事業については、第五十七条の四第二項及び第三項並びに第五十七条の五から第五十七条の七までの規定を準用する。この場合において、同項中「第一項」とあり、及び第五十七条の五中「前条第一項」とあるのは「第五十七条の九第一項」と、第五十七条の六中「排水量」とあるのは「当該施設の利用状況」と読み替えるものとする。

(情報通信環境整備事業の計画の変更)

第五十七条の十 情報通信環境整備事業の計画の変更については、前条第一項及び第二項(第五十七条の四第二項及び第三項並びに第五十七条の五に係る部分に限る。)の規定を準用する。

ときは、当該土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2～9 (略)

(新設)

(新設)

（連携管理保全事業の実施）

第五十七条の十一 土地改良施設の管理を行う土地改良区は、単独で

又は共同して、農業用水の供給その他の当該土地改良施設の機能の發揮に資するため、農用地の利用上必要な当該土地改良施設以外の施設であつて当該土地改良施設と同一の水系に属するものその他の当該土地改良施設との間に地域の自然的社会的諸条件からみて相当の関連性があるもの（第一号及び第四項において「関連施設」という。）の管理者、関係市町村その他の関係者（第二号及び第五十七条の十四第一項において「関係者」という。）と連携して、当該土地改良施設の管理に関する活動及び次に掲げる取組を内容とする事業（以下「連携管理保全事業」という。）を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て連携管理保全事業の計画（以下「連携管理保全計画」という。）その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 当該土地改良施設の管理に関する活動と一体として行う当該関連施設の保全のために行うしゅんせつ、点検、修繕その他の取組（次号において「一体保全取組」という。）

二 一体保全取組における土地改良区及び関係者の適切な役割分担を定め、これに基づく土地改良区の運営基盤の強化その他の一体保全取組を円滑に行うための取組

2 連携管理保全計画においては、農林水産省令で定めるところにより、当該連携管理保全事業につき、目的、区域、内容及び実施時期その他必要な事項を定めるものとする。

3 連携管理保全計画には、連携管理保全事業の実施に係る次に掲げ

（新設）

る事項を定めることができる。

一 第五十七条の九第一項の認可（前条において準用する同項の変更の認可を含む。第五十七条の十五第一項において同じ。）を要する情報通信環境整備事業に関する事項

二 第七十二条第二項の認可を要する土地改良区の合併に関する事項

4 第一項の規定により連携管理保全計画を定めるには、土地改良区は、あらかじめ、当該連携管理保全計画について、第五十七条の十四第一項に規定する協議会が組織されている場合にあっては当該協議会の意見を、当該協議会が組織されていない場合にあっては関連施設の管理者その他農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。

（連携管理保全事業の認可）

第五十七条の十二 都道府県知事は、前条第一項の申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを認可しなければならない。

一 申請に係る連携管理保全事業が、申請に係る土地改良区を行う土地改良事業の遂行を妨げるものであるとき。

二 申請の手続又は連携管理保全計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているとき。

三 申請に係る連携管理保全事業の適確な遂行が困難であると認められるとき。

四 当該連携管理保全計画に前条第三項第一号に掲げる事項が定められている場合において、当該事項に係る情報通信環境整備事業

（新設）

に関する内容が第五十七条の九第二項（第五十七条の十において準用する場合を含む。）において準用する第五十七条の五各号に掲げる場合に該当するとき。

五 当該連携管理保全計画に前条第三項第二号に掲げる事項が定められている場合において、当該事項に係る合併の内容が第七十二条第五項において準用する第八条第四項各号に掲げる場合に該当するとき。

2 都道府県知事は、前条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（連携管理保全計画の変更）

第五十七条の十三 連携管理保全計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）については、前二条の規定を準用する。

（新設）

（協議会）

第五十七条の十四 土地改良区は、連携管理保全計画の作成及び連携管理保全事業の実施に関し必要な事項について協議を行うため、当該土地改良区及び関係者により構成される協議会を組織することができる。

（新設）

2 前項の協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

（情報通信環境整備事業及び合併の認可の特例）

第五十七条の十五 第五十七条の十一第三項第一号に掲げる事項が定められた連携管理保全計画について同条第一項の認可があつたとき

（新設）

は、当該認可を受けた土地改良区が当該認可に係る連携管理保全計画に従って行う情報通信環境整備事業について、第五十七条の九第一項の認可があつたものとみなす。

- 2| 第五十七条の十一第三項第二号に掲げる事項が定められた連携管理保全計画について同条第一項の認可があつたときは、当該認可を受けた土地改良区が当該認可に係る連携管理保全計画に従って行う合併について、第七十二条第二項の認可があつたものとみなす。

第五十七条の十六 (略)

(清算人)

第六十八条 (略)

2・3 (略)

- 4 清算人については、第十八条第十八項から第二十項までの規定を準用する。

(財産処分の方法等)

第六十九条 (略)

- 2| 残余財産は、土地改良事業を行う者その他土地改良事業と類似の公共性を有する事業を行う法人（農林水産省令で定めるものに限る。）に帰属させなければならない。

(解散命令によつて解散した場合の清算に関する規定の適用)

第七十一条の七 土地改良区が第三百三十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による解散命令によつて解散した場合における

第五十七条の九 (略)

(清算人)

第六十八条 (略)

2・3 (略)

- 4 清算人については、第十八条第十七項から第十九項までの規定を準用する。

(清算人の財産調査義務)

第六十九条 (略)

(新設)

(新設)

清算に関する規定の適用については、第六十九条第一項及び第七十一条中「これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければ」とあるのは、「都道府県知事の認可を受けなければ」とする。

（所属土地改良区の合併に伴う解散等）

第八十三条の二 土地改良区連合は、所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかにその所属土地改良区がなくなつた場合には、次条において準用する第六十七条第一項各号に掲げる事由によるほか、当該一の土地改良区が第三項の認可を受けて当該土地改良区連合の権利義務（当該土地改良区連合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。）を承継することによつて解散する。

2 土地改良区連合は、前項の規定により解散する場合には、総会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 第一項の一の土地改良区は、同項に規定する場合において、その所属する土地改良区連合の権利義務を承継しようとするときは、総会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 都道府県知事は、前二項の認可をしたときは、遅滞なく、第二項の土地改良区連合については解散する旨、前項の一の土地改良区については定款の変更の内容及び当該土地改良区連合の権利義務を承継する旨を公告しなければならない。

5 第一項の規定による土地改良区連合の解散及び第三項の規定による一の土地改良区による当該土地改良区連合の権利義務の承継は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該一の土地改良区の組合員等を除く。）に対抗することができない。

（新設）

6| 第一項の規定による解散については、次条において準用する第六十八條第一項の規定は、適用しない。

(申請)

第八十五條 (略)

2ゝ7 (略)

8 第一項の規定による申請をするには、その申請書に第二項の規定により公告した事項を記載した書面及び同項の三分の二以上の同意(農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意)があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

9 (略)

第八十五條の二 (略)

2ゝ9 (略)

10 市町村は、第一項の規定による申請をするには、農林水産省令で定めるところにより、その申請書に第二項の規定により公告した事項(第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請については、第七項の規定により示した事項)を記載した書面及び第二項の三分の二以上の同意(農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほ

(申請)

第八十五條 (略)

2ゝ7 (略)

8 第一項の規定による申請をするには、その申請書に第二項の規定により公告した事項を記載した書面及び同項の三分の二以上の同意(農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意)があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

9 (略)

第八十五條の二 (略)

2ゝ9 (略)

10 市町村は、第一項の規定による申請をするには、農林水産省令で定めるところにより、その申請書に第二項の規定により公告した事項(第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請については、第七項の規定により示した事項)を記載した書面及び第二項の三分の二以上の同意(農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほ

か、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資資格者についてその全員の同意、第六項の規定により市町村の議会の議決を経てその申請については、当該議決及び当該申請に係る第七項の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならぬ。

第八十五条の三 (略)

2 4 (略)

5 土地改良区は、第一項の規定による申請をするには、農林水産省令で定めるところにより、その申請書に事業計画概要等を記載した書面並びに同項の総会の議決及び第二項又は第三項の三分の二以上の同意（第二項の政令で定める要件に適合する施設更新事業に係る申請にあつては、第一項の総会の議決）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならぬ。

6 10 (略)

11 土地改良区は、第六項の規定による申請をするには、農林水産省令で定めるところにより、その申請書に第七項の規定により公告した事項を記載した書面並びに第六項の総会の議決及び第七項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の

か、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資資格者についてその全員の同意、第六項の規定により市町村の議会の議決を経てその申請については、当該議決及び当該申請に係る第七項の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては、関係都道府県知事を経由して、（第六項の規定により市町村の議会の議決を経てその国営土地改良事業の申請にあつては、直接、）農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては、関係都道府県知事に提出しなければならぬ。

第八十五条の三 (略)

2 4 (略)

5 土地改良区は、第一項の規定による申請をするには、農林水産省令で定めるところにより、その申請書に事業計画概要等を記載した書面並びに同項の総会の議決及び第二項又は第三項の三分の二以上の同意（第二項の政令で定める要件に適合する施設更新事業に係る申請にあつては、第一項の総会の議決）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならぬ。

6 10 (略)

11 土地改良区は、第六項の規定による申請をするには、農林水産省令で定めるところにより、その申請書に第七項の規定により公告した事項を記載した書面並びに第六項の総会の議決及び第七項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の

一部を含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

第八十五条の四（略）

2・3（略）

4 第一項の地方公共団体等は、同項の規定による申請をするには、農林水産省令で定めるところにより、その申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を記載した書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

（申請によらない土地改良事業）

第八十七条の二 国又は都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる土地改良事業を行うことができる。

一・二（略）

一部を含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を經由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

第八十五条の四（略）

2・3（略）

4 第一項の地方公共団体等は、同項の規定による申請をするには、農林水産省令で定めるところにより、その申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を記載した書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を經由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

（申請によらない土地改良事業）

第八十七条の二 国又は都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる土地改良事業を行うことができる。

一・二（略）

三 土地改良施設（農業用水の供給その他のその機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる基幹的なものに限る。）の

更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二条第

二項第一号に掲げる事業

2
(略)

3 第一項の規定により同項第二号又は第三号の事業に係る土地改良事業の計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業（同項第一号の事業を除く。）に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては各土地改良事業に係る全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業（同項第一号の事業を除く。）につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、同項第二号又は第三号の事業のうち施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地

（新設）

2
(略)

3 第一項の規定により同項第二号の事業に係る土地改良事業の計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業（同項第一号の事業を除く。）に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては各土地改良事業に係る全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業（同項第一号の事業を除く。）につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、同項第二号の事業のうち施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の

改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良区管理区域（当該土地改良区が現に行っている土地改良区管理施設の管理を内容とする同号の事業の施行に係る地域としている区域をいう。以下この項において同じ。）内の土地に係る当該土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するものに限り、）に係る土地改良事業の計画を定めようとする場合においては、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意をもつて前項の三分の二以上の同意に代えることができる。

一・二 （略）

5 （略）

6 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、（同項第二号又は第三号の事業に係る土地改良事業計画を定める場合には、第三項の規定による公告をする前に、）その土地改良事業計画及び当該土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限り、）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項（第一項第二号又は第三号の事業に係る土地改良事業の計画を定める場合には、第三項の規定により公告する事項）について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならぬ。

有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良区管理区域（当該土地改良区が現に行っている土地改良区管理施設の管理を内容とする同号の事業の施行に係る地域としている区域をいう。以下この項において同じ。）内の土地に係る当該土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するものに限り、）に係る土地改良事業の計画を定めようとする場合においては、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意をもつて前項の三分の二以上の同意に代えることができる。

一・二 （略）

5 （略）

6 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、（同項第二号の事業に係る土地改良事業計画を定める場合には、第三項の規定による公告をする前に、）その土地改良事業計画及び当該土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限り、）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項（第一項第二号の事業に係る土地改良事業の計画を定める場合には、第三項の規定により公告する事項）について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならぬ。

7ゝ9 (略)

10 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項、第八条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定（第一項第二号及び第三号の事業については、これらの規定のほか、同条第五項から第十項までの規定）を準用する。

第八十七条の三 都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の第二項、第八十五条の三第三項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業及び前条第一項の規定により行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業（第二条第二項第一号から第三号まで又は第七号の事業に限る。）を行うことができる。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下「事業施行地域内農用地」という。）の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）又は所有権（以下「農地中間管理権等」という。）を有すること。

二 (略)

三 農地中間管理機構が事業施行地域内農用地について農地中間管理権を有する場合にあつては、当該事業施行地域内農用地について農地中間管理機構が第七項において準用する第八十七条第五項

7ゝ9 (略)

10 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項、第八条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定（第一項第二号の事業については、これらの規定のほか、同条第五項から第十項までの規定）を準用する。

第八十七条の三 都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の第二項、第八十五条の三第三項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業及び前条第一項の規定により行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業（第二条第二項第一号から第三号まで又は第七号の事業に限る。）を行うことができる。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下「事業施行地域内農用地」という。）の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）を有すること。

二 (略)

三 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構が第七項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令

の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権の全
ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

四・五 (略)

2 (略)

3 農地中間管理機構は、前項の同意をする場合において、その農地
中間管理権等を有する事業施行地域内農用地を貸し付けているときは、
あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならない。

4 農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、都道
府県知事に対し、農地中間管理権等を有する農用地（第一項の規定
により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定す
る農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下
この条において同じ。）のみを事業施行地域内農用地とする同項の
規定による土地改良事業を行うべきことを要請することができる。
この場合において、その農地中間管理権等を有する農用地を貸し付
けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かな
ければならない。

5～7 (略)

(急施の場合)

第八十七条の四 第八十五条から前条までに規定するもののほか、強
くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国
土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第九条第五号に規
定する脆弱性評価の結果を踏まえて農業用排水施設の地震又は豪
雨に対する安全性の向上を図るために、又は農業用排水施設が老

で定める期間以上であること。

四・五 (略)

2 (略)

3 農地中間管理機構は、前項の同意をする場合において、その農地
中間管理権等を有する事業施行地域内農用地を貸し付けているときは、
あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならない。

4 農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、都道
府県知事に対し、農地中間管理権等を有する農用地（第一項の規定に
より行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する
農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下こ
の条において同じ。）のみを事業施行地域内農用地とする同項の規
定による土地改良事業を行うべきことを要請することができる。こ
の場合において、その農地中間管理権等を有する農用地を貸し付けて
いるときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなけれ
ばならない。

5～7 (略)

(急施の場合)

第八十七条の四 第八十五条から前条までに規定するもののほか、強
くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国
土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第九条第五号に規
定する脆弱性評価の結果、地震又は豪雨に対する安全性の向上を図
るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第

朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために、急速に次の各号に掲げる土地改良事業（当該土地改良事業により、当該各号に定める農業用排水施設が有している本来の機能を維持し、又は代替することを目的とし、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。）を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災等工事計画を定めて当該土地改良事業を行うことができる。

一 農業用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業 当該変更に係る農業用排水施設

二 既存の農業用排水施設に代わるこれと同様の機能を有する農業用排水施設（次項において「代替農業用排水施設」という。）の新設（当該新設に附帯して行う当該既存の農業用排水施設の変更又は廃止を含む。）を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業 当該既存の農業用排水施設

2 前項の規定により緊急防災等工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災等工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設又は代替農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その

一号の土地改良事業（当該変更に係る農業用排水施設の有している本来の機能を維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。）を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災等工事計画を定めてその事業を行うことができる。

（新設）

（新設）

2 前項の規定により緊急防災等工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災等工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業による変更後の農

土地改良事業による変更後の農業用排水施設又は代替農業用排水施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその農業用排水施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならない。

3・4 (略)

第八十七条の五 第八十五条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に次に掲げる土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めて当該土地改良事業を行うことができる。

一 復旧事業

二 復旧事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業（当該復旧事業が、災害復旧に係るものである場合にあつては当該復旧事業に係る土地改良施設において再度災害を防止するためのものに限り、突発事故被害の復旧に係るものである場合にあつては当該復旧事業に係る土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害を防止するためのものに限る。）とを一体とした事業であつて、当該事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するもの

2
(略)

業用排水施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその農業用排水施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならない。

3・4 (略)

第八十七条の五 第八十五条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第二条第二項第五号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。

(新設)

(新設)

2
(略)

(計画の変更等)

第八十八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。次条において同じ。）につき、土地改良事業の施行に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分の変更（土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち第一号に規定する非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の地積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。）をし、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の

(計画の変更等)

第八十八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）につき、土地改良事業の施行に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項。以下この条において同じ。）を、それぞれ公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号

理由その他農林水産省令で定める事項（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項。以下この条において同じ。）を、それぞれ公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。

一 土地改良事業計画の変更の場合

その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。

）につき、その変更後のその施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）にある土地について第三条に規定する資格を有する者（当該土地について、当該変更前の土地改良事業計画に係る土地改良事業により利益を受けないことが明らかになつた旨の申出をした者（以下「非受益申出者」という。）を除く。）の三分の二以上の同意

二 土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の

に掲げる同意を得なければならない。

一 土地改良事業計画の変更の場合

その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。

）につき、その変更後のその施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

二 土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の

土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）につき、その施行に係る地域）内の土地について第三条に規定する資格を有する者（当該土地についての当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。）の三分の二以上の同意

2
5 （略）

6 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第八条第二項及び第三項、第四十八条第四項及び第六項、第八十七条第五項から第十項まで並びに第八十七条の二第四項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第四十八条第四項中「組合員」とあるのは「同条に規定する資格を有する者（当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。）」と、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第八十八条第一項第一号の三分の二以上の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第八十八条第一項」と、第八十七条の二第四項中「第一項」とあるのは「第八十八条第一項」と、「同項第二号又は第三号の事業のうち施設更新事業」とあるのは「施設更新事業」と、「限る。」に係る土地改良事業

土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）につき、その施行に係る地域）内の土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

2
5 （略）

6 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第八条第二項及び第三項、第四十八条第四項及び第六項、第八十七条第五項から第十項まで並びに第八十七条の二第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第四十八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第八十八条第一項第一号の三分の二以上の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第八十八条第一項」と、第八十七条の二第八項中「第六項」とあるのは「第八十八条第四項」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」

業の計画を定めようとする場合」とあるのは「限る。以下この項において同じ。」に係る土地改良事業の計画を変更しようとする場合であつて、その変更後の土地改良事業の計画が施設更新事業の施行を内容とするものであるとき」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第八十八条第四項」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替えるものとする。

7
14 (略)

15 都道府県が第八十七条の三第一項の土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域をその土地改良事業の施行に係る地域の一部とすることができるのは、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限るものとする。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。第十七項において同じ。）の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権等を有すること。

二 農地中間管理機構が前号に規定する農用地について農地中間管理権を有する場合にあつては、当該土地改良事業計画を変更したことにつき第十八項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日における当該農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

と読み替えるものとする。

7
14 (略)

15 都道府県が第八十七条の三第一項の土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域をその土地改良事業の施行に係る地域の一部とすることができるのは、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限るものとする。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。第十七項において同じ。）の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権等を有すること。

二 当該土地改良事業計画を変更したことにつき第十八項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日における前号の農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

18 第十六項の場合には、第五条第六項及び第七項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十項まで、第八十七条の二第八項及び第九項並びに第八十七条の三第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第八十七条の二第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、第八十七条の三第四項中「対し、」とあるのは「対し、第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより」と、「第一項の規定により行う」とあるのは「その」と、「事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行うべき」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とし、又は土地改良事業を廃止すべき」と、「その農地中間管理権等を有する農用地」とあるのは「その新たに事業施行地域内農用地とする農用地又はその土地改良事業の廃止に係る事業施行地域内農用地」と、同条第五項中「事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とするために土地改良事業計画を変更し、又

18 第十六項の場合には、第五条第六項及び第七項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十項まで、第八十七条の二第八項及び第九項並びに第八十七条の三第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第八十七条の二第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、第八十七条の三第四項中「対し、」とあるのは「対し、第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより」と、「第一項の規定により行う」とあるのは「その」と、「事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行うべき」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とし、又は土地改良事業を廃止すべき」と、「その農地中間管理権等を有する農用地」とあるのは「その新たに事業施行地域内農用地とする農用地又はその土地改良事業の廃止に係る事業施行地域内農用地」と、同条第五項中「事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とするために土地改良事業計画を変更し、又

又はその要請に係る土地改良事業を廃止する場合には、第八十八条第十六項及び第十七項」と、同条第六項中「事業計画概要等」とあるのは「その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、「定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

19 第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業につき、緊急防災等工事計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止する場合には、第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十項まで並びに第八十七条の四第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「その緊急防災等工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設又は代替農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「変更後のその緊急防災等工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、「定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

はその要請に係る土地改良事業を廃止する場合には、第八十八条第十六項及び第十七項」と、同条第六項中「事業計画概要等」とあるのは「その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、「定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

19 第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業につき、緊急防災等工事計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止する場合には、第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十項まで並びに第八十七条の四第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「その緊急防災等工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「変更後のその緊急防災等工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、「定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

第八十八条の二 完了前の国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業について、市街化の進展その他の自然的経済的社会的諸条件の変化により、これらの土地改良事業の工事が完了してもその土地改良事業の施行に係る土地の大部分が当該土地改良事業の計画において予定した利益を受ける見込みがなくなつたと認められる場合において、当該土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件の事故によりその周辺の地域に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、前条第一項第二号の規定によらず、同号に掲げる同意を得ることなく、当該国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業につき、同項に規定する土地改良事業の廃止をすることができる。

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十一条の二 (略)

25 (略)

6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

一 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を第八十七条の三第一項(第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以

(新設)

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十一条の二 (略)

25 (略)

6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

一 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため

下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

ロ・ハ（略）

二（略）

三 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

7・8（略）

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第九十二条の二 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下この条において同じ。）内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、その変更に係る土地（農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。）が第八十七条の三第一項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により行う土地改良事業の施行に係る地域内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り、することができる。

所有権の移転等をした場合

ロ・ハ（略）

二（略）

（新設）

7・8（略）

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第九十二条の二 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下この条において同じ。）内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、その変更に係る土地が第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る地域内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り、することができる。

(土地改良事業の変更等)

第九十五条の二 (略)

2 前項の者は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分の変更(土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の地積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。)をし、又は土地改良事業を廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成)及び規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由)並びに規約を変更する必要があるときは変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域)内(これらの土地改良

(土地改良事業の変更等)

第九十五条の二 (略)

2 前項の者は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成)及び規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由)並びに規約を変更する必要があるときは変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域)内(これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内)、土地改良事業の廃止の

事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者（当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画又は当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。）の同意を得、かつ、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては、総会の議決を経なければならない。

3 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条、第十条第一項及び第五項並びに第四十八条第四項、第六項及び第十項から第十二項までの規定（前項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項の規定）を準用する。この場合において、第八条第一項、第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意」と、「組合員の三分の二以上」とあるのは「当該権利を有する全ての者（当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。）と」、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十五条の二第二項の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条の二第

場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得、かつ、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては、総会の議決を経なければならない。

3 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条、第十条第一項及び第五項並びに第四十八条第四項、第六項及び第十項から第十二項までの規定（前項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項の規定）を準用する。この場合において、第八条第一項、第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあり、及び「組合員の三分の二以上の同意」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意」と、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十五条の二第二項の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条の二第二項」と、同条第十二項中「組合員等」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる

二項」と、同条第十二項中「組合員等」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地中間管理機構の社員及び第九十五条の第二項の同意、同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意又は第九十五条の第二第三項において準用する第四十八条第六項の申出をした者」と読み替えるものとする。

(土地改良事業の変更等)

第九十六条の三 (略)

2 前項の市町村は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分の変更(土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の地積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。)をし、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成)その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止

当該農地中間管理機構の社員及び第九十五条の第二項の同意、同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意又は第九十五条の第二第三項において準用する第四十八条第六項の申出をした者」と読み替えるものとする。

(土地改良事業の変更等)

第九十六条の三 (略)

2 前項の市町村は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成)その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由)を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、そ

の理由)を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合)には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域)内(これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に含まれた地域内)、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域)内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者(当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画又は当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。)の三分の二以上の同意を得、かつ、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3・4 (略)

5 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第五項及び第六項、第八条第二項及び第三項、第四十八条第四項及び第六項、第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含

の変更後のその施行に係る地域)内(これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に含まれた地域内)、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域)内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得、かつ、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3・4 (略)

5 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第五項及び第六項、第八条第二項及び第三項、第四十八条第四項及び第六項、第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含

めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第七条第五項中「第一項の規定により申請をする者」とあるのは「市町村」と、第四十八条第四項中「組合員」とあるのは「同条に規定する資格を有する者（当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。）」と、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十六条の三第二項の三分の二以上の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十六条の三第二項」と、前条第五項中「第一項の規定により土地改良事業計画を定める」とあるのは「第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画の変更をする」と、「当該土地改良事業の施行」とあるのは「その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行」と読み替えるものとする。

6
(略)

(準用規定)

第九十六条の四 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第五項から第八項まで、第三十六条の三第一項、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第八十七條の三、第八十七條の四第一項、第二項及び第四項、第八十七條の五、第八十八條第十五項から第二十項まで、第九十条第四項及び

めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第七条第五項中「第一項の規定により申請をする者」とあるのは「市町村」と、第四十八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十六条の三第二項の三分の二以上の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十六条の三第二項」と、前条第五項中「第一項の規定により土地改良事業計画を定める」とあるのは「第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画の変更をする」と、「当該土地改良事業の施行」とあるのは「その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行」と読み替えるものとする。

6
(略)

(準用規定)

第九十六条の四 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第五項から第八項まで、第三十六条の三第一項、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第八十七條の四第一項、第二項及び第四項、第八十七條の五、第八十八條第十九項及び第二十項、第九十条第四項及び第七項並びに第九十三

第七項、第九十一条第一項ただし書並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条第一項及び第三十六条の三第一項	定款	条例
第三十六条第一項	その地区内にある土地につき、その組合員に対して	その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、
第三十六条第一項	できる	できる。この場合において、第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、そ

条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の三第一項中「定款」とあり、並びに第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならぬ」と、同条第五項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第一項に規定する者」と、「第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」と、第三十六条の三第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業（第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項

[illegible]

第五十三條の四第 二項	第五十二條第四項 から第九項まで及 び	第五十二條第五項 前段及び第六項か ら第九項まで並び に	るのは「第五十二 條第四項に掲げる 者」と、「同條第 六項」とあるのは 「前條第六項」	をきいて、同條第 六項」とあるのは 「前條第六項」
第五十五條	申請し	申請し、又は囑託 し		
第五十七條の二第 一項	管理規程を定め	條例をもつて、管 理規程を定め		
第五十七條の二第 一項及び第三項	都道府県知事の認 可を受けなければ	都道府県知事に協 議しなければ		
第五十八條、第六 十條、第六十一條 第一項及び第三項 並びに第六十二條 第一項	組合員	第三十六條第一項 に規定する者でそ の土地改良事業に 要する費用を負担 したもの		
第六十一條第三項	規約	條例		
第六十四條	第百十三條の三第 二項	第百十三條の三第 三項		
第八十七條の三第 一項	第八十五條第一項 、第八十五條の二	第九十六條の二及 び第九十六條の三		

変更後のその緊急防災工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急防災工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第二十項中「第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、第十三項又は前二項」とあるのは「同項」と、「手続（第六項において準用する第四十八條第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八條第二項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第九十條第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第三十六條第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、同條第七項中「第二項、第四項又は前項」とあるのは「第四項」と、「第八十七條の四第一項又は第八十七條の五第一項」とあるのは「第八十七條の五第一項」と、第九十三條中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

第八十七條の三第	第六項	
及び第四項	第一項、第八十五條の三第一項若しくは第六項又は第八十五條の四第一項の規定による申請によつて行ふ土地改良事業及び前條第一項	關係市町村長（その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、關係市町村長及び当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者）
から第六項まで	その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者	

第七項	第八十七條の四第一項	第八十七條の四第二項	第八十七條の四第四項	第八十七條の五第一項	第八十八條第十八項
第八十五條から前条まで	あらかじめ	必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに	第七條第三項	第八十五條から前条まで	定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）
第九十六條の二及び第九十六條の三	あらかじめ、市町村の議会の議決を経て	必要な事項について	第七條第三項、第五項及び第六項	第九十六條の二から第九十六條の四まで	関係市町村長（その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地

改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにあっては、関係市町村長及び当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者）とあるのは「その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）」にあっては、当該土地改良区その

	第八十八条第十九項		
第八條第二項	第八十七條の四第二項及び第三項	同条第二項中「その緊急防災等工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設又は代替農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要事項	変更後のその緊急防災等工事計画及び予定管理方法等を変更する必要がある
他農林水産大臣の指定する者	第七條第五項及び第六項、第八條第二項	同項中「その緊急防災等工事計画	市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急防災等工事計画」と、「

		第八十八条第二十項	
あるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項		第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項	必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに「とあるのは「必要な事項について
第六項、第十項、第十三項又は前二項		同項	
手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）		手続	

第九十条第四項	前二項に掲げる者	第三十六条第一項に規定する者	対する負担金	対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品	土地改良区から、その同意を得て	第九十条第七項		第九十二条
第九十条第七項	第二項、第四項又は前項	第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項	土地改良区からの者	土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）	第四項			

2 前項において読み替えて準用する第八十七条の三第一項の土地改良事業計画、前項において読み替えて準用する第八十七条の四第一項の緊急防災等工事計画及び前項において読み替えて準用する第八十七条の五第一項の応急工事計画については、第九十六条の二第六項の規定を準用する。

（準用規定）

第百十一条の二十八 連合会には、第十八条第十四項から第十七項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項、第二十九条第一項本文及び第四項、第二十九

2 前項において読み替えて準用する第八十七条の四第一項の緊急防災工事計画及び前項において読み替えて準用する第八十七条の五第一項の応急工事計画については、第九十六条の二第六項の規定を準用する。

（準用規定）

第百十一条の二十八 連合会には、第十八条第十三項から第十六項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項、第二十九条第一項本文及び第四項、第二十九

条の二、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条第一項から第三項まで、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条並びに第六十七条の二から第七十一条の六までの規定を準用する。この場合において、第十九条の四第三号及び第二十九条の二第四項の規定、第六十八条第四項において準用する第十八条第十八項の規定並びに第七十一条の二の規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六十八条第四項中「第十八条第十八項から第二十項まで」とあるのは「第十八条第十八項」と、第六十九条第二項中「土地改良事業を行う者その他土地改良事業」とあるのは「連合会又はその事業」と読み替えるものとする。

(土地の共有者等の取扱い)

第百十三条の二 同一の土地について、共有者があり、又は権原に基づき使用及び収益をする者が二人以上ある場合には、これらの者で第三条に規定する資格を有するものは、第五条第二項及び第四項、第十一条、第四十八条第三項から第七項まで（同条第四項及び第六項にあつては、第八十八条第六項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第三項、第八十五条の二第二項及び第三項、第八十五条の三第二項、第三項、第七項及び第八項、第八十七条の二第三項及び第四項（第八十八条第六項において準用する場合を含む。）、第八十八条第一項及び第二項、第九十六条の二第二項及び第三項並びに第九十六条の三第二項及び第三項の規定の適用については、合わせて一の第三条に規定する資格を有する者とみなす。ただし、これらの者のみにより土地改良区を設立しようとし、又はこれらの者のみが土地改良区の組合員と

条の二、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条第一項から第三項まで、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条並びに第六十七条の二から第七十一条の六までの規定を準用する。この場合において、第十九条の四第三号及び第二十九条の二第四項の規定、第六十八条第四項において準用する第十八条第十七項の規定並びに第七十一条の二の規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六十八条第四項中「第十八条第十七項から第十九項まで」とあるのは「第十八条第十七項」と読み替えるものとする。

(土地の共有者等の取扱い)

第百十三条の二 同一の土地について、共有者があり、又は権原に基づき使用及び収益をする者が二人以上ある場合には、これらの者で第三条に規定する資格を有するものは、第五条第二項及び第四項、第十一条、第四十八条第三項から第七項まで（同条第四項及び第六項にあつては、第八十八条第六項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第三項、第八十五条の二第二項及び第三項、第八十五条の三第二項、第三項、第七項及び第八項、第八十七条の二第三項及び第四項、第八十八条第一項及び第二項、第九十六条の二第二項及び第三項並びに第九十六条の三第二項及び第三項の規定の適用については、合わせて一の第三条に規定する資格を有する者とみなす。ただし、これらの者のみにより土地改良区を設立しようとし、又はこれらの者のみが土地改良区の組合員となつてゐる場合には、この限りでない。

なっている場合には、この限りでない。

257 (略)

(土地改良事業に係る損失補償)

第二百二十二条 (略)

2 第十条第三項、第四十八条第十一項(第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)、第八十七条第五項(第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)、第八十七条の四第四項(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。))、第八十八条第六項、第十項及び第十三項、同条第十八項及び第十九項(これらの規定を第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項(第一百条の二第二項(第一百一十一条において準用する場合を含む。))及び第一百一十一条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた後において土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を付加し若しくは増置した場合には、これについての損失は、補償しなくてもよい。ただし、都道府県知事の許可を受けてこれらの行為をした場合には、この限りでない。

(数都府県にわたる事項の処理)

第二百二十四条 土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区

(二以上の土地改良区が共同して連携管理保全事業を行う場合にあっては、それぞれの地区を合わせた区域)が二以上の都府県にわた

257 (略)

(土地改良事業に係る損失補償)

第二百二十二条 (略)

2 第十条第三項、第四十八条第十一項(第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)、第八十七条第五項(第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十七条の四第四項(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。))、第八十八条第六項、第十項、第十三項、第十八項及び第十九項(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項(第一百条の二第二項(第一百一十一条において準用する場合を含む。))及び第一百一十一条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた後において土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を付加し若しくは増置した場合には、これについての損失は、補償しなくてもよい。ただし、都道府県知事の許可を受けてこれらの行為をした場合には、この限りでない。

(数都府県にわたる事項の処理)

第二百二十四条 土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区

が二以上の都府県にわたる場合には、この法律に規定する都道府県の事務は、第八十五条から第八十七条までに規定するものを除いて

る場合には、この法律に規定する都道府県の事務は、第八十五条から第八十七条までに規定するものを除いて、農林水産大臣が処理する。

(削る。)

第百二十五条 (略)

(事務の区分)

第百三十六条の五 第八十九条の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

、農林水産大臣が処理する。

(特別区等に対する規定の適用)

第百二十五条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては区(総合区を含む。次項において同じ。)又は区長(総合区長を含む。)に適用する。

2 前項の規定を農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合には、前項中「この法律」とあるのは、「この法律(第三条第一項並びに第九十七条第一項及び第二項を除く。)」とする。

第百二十五条の二 (略)

(事務の区分)

第百三十六条の五 第八十五条第八項、第八十五条の二十項、第八十五条の三第五項及び第十一項並びに第八十五条の四第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(国営土地改良事業に係るものに限る。)並びに第八十九条の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四百四十四条 次に掲げる場合には、土地改良区若しくは土地改良区連合又は連合会の理事若しくは監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十八条第七項又は第八十二条第四項の規定に違反してこれらの規定に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

三 八 (略)

九 第六十九条第一項又は第七十一条（これらの規定を第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十 十六 (略)

第四百四十四条 次に掲げる場合には、土地改良区若しくは土地改良区連合又は連合会の理事若しくは監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十八条第六項又は第八十二条第四項の規定に違反してこれらの規定に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

三 八 (略)

九 第六十九条又は第七十一条（これらの規定を第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十 十六 (略)

○ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（第二条関係）

改正案	現行
（土地改良法の特例） 第二十二条の六 都道府県又は市町村が土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合における同法第八十七条の三第一項第一号及び第三号並びに同条第三項及び第四項並びに第八十八条第十五項、第十七項及び第十八項、第九十一条の二第六項第一号並びに第九十二条の二の規定の適用については、同法第八十七条の三第一項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する」とあるのは「有し、又は農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けている」と、同項第三号中「を有する」とあるのは「を有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、「又は残存期間」とあるのは「若しくは残存期間又は当該公告があつた日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託の期間」と、同条第三項中「貸し付けている」とあるのは「貸し付け、又はその農業経営等に係る委託を受けている事業施行地域内農用地の農業経営等の委託をしている」と、「貸付け」とあるのは「貸付け又は委託」と、同条第四項中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、「を貸し付けている」とあるのは「の貸付け又は農業経営等の委託をしている」と、「貸付け」とあるのは「貸付け又は委託」と、同法第八十八条第十五項第一号	（土地改良法の特例） 第二十二条の六 都道府県が土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合における同項第一号及び第三号並びに同条第三項及び第四項並びに同法第八十八条第十五項、第十七項及び第十八項、第九十一条の二第六項第一号並びに第九十二条の二の規定の適用については、同法第八十七条の三第一項第一号中「有する」とあるのは「有し、又は農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けている」と、同項第三号中「又は残存期間」とあるのは「若しくは残存期間又は当該公告があつた日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託の期間」と、同条第三項中「貸し付けている」とあるのは「貸し付け、又はその農業経営等に係る委託を受けている事業施行地域内農用地の農業経営等の委託をしている」と、「貸付け」とあるのは「貸付け又は委託」と、同条第四項中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、「を貸し付けている」とあるのは「の貸付け又は農業経営等の委託をしている」と、「貸付け」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、同項第二号中「又は残存期間」とあるのは「若しくは残存期間又は当該公告があつた日における同号の農業経営等の全てに係る委託

中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、同項第二号中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、「又は残存期間」とあるのは「若しくは残存期間又は当該公告があつた日における前号の農業経営等の全てに係る委託の期間」と、同条第十七項各号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「設定」とあるのは「設定又は農業経営等の委託」と、同条第十八項中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、同法第九十一条の二第六項第一号中「又は移転した者」とあるのは「若しくは移転した者又は農業経営等の委託をした者」と、同号ハ中「使用貸借又は」とあるのは「使用貸借若しくは当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて委託された農業経営等の委託又は」と、「使用貸借の」とあるのは「使用貸借若しくは当該場合における委託された農業の経営の委託の」と、同法第九十二条の二中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、「存続期間」とあるのは「存続期間又は農地中間管理機構が委託を受けている農業経営等に係る委託の期間」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の場合において、農地中間管理機構が土地改良法第八十七条の三第二項若しくは第八十八条第十六項（これらの規定を同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の同意をするとき、又は前項の規定により読み替えて適用する同法第八十七条の三第四項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により土地改良事業を行うべきことを要請するときは、当該農地中間管理機構は、あらかじめ、当該土地改良事業の施行に係

の期間」と、同条第十七項各号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「設定」とあるのは「設定又は農業経営等の委託」と、同条第十八項中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、同法第九十一条の二第六項第一号中「又は移転した者」とあるのは「若しくは移転した者又は農業経営等の委託をした者」と、同号ハ中「使用貸借又は」とあるのは「使用貸借若しくは当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて委託された農業経営等の委託又は」と、「使用貸借の」とあるのは「使用貸借若しくは当該場合における委託された農業の経営の委託の」と、同法第九十二条の二中「存続期間」とあるのは「存続期間又は農地中間管理機構が委託を受けている農業経営等に係る委託の期間」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の場合において、農地中間管理機構が土地改良法第八十七条の三第二項若しくは第八十八条第十六項の同意をするとき、又は前項の規定により読み替えて適用する同法第八十七条の三第四項の規定により土地改良事業を行うべきことを要請するときは、当該農地中間管理機構は、あらかじめ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農業の経営又は農作業（次項において「農業経営等」という。）の委託を受けている農用地について同法第三条に規定する資

3 (略) る地域内にある農業の経営又は農作業（次項において「農業経営等」という。）の委託を受けている農用地について同法第三条に規定する資格を有する者の同意を得なければならない。	3 (略) 格を有する者の同意を得なければならない。
---	--

○ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（農地中間管理事業規程） 第八条（略） 2 （略） 3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る農地中間管理事業規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その認可をしなければならない。 一・二 （略） 三 前項第二号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。 イ・ニ （略） ホ 農地中間管理権の取得に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の所有者に対し、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。次号ハにおいて同じ。）の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。 四・五 （略）	（農地中間管理事業規程） 第八条（略） 2 （略） 3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る農地中間管理事業規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その認可をしなければならない。 一・二 （略） 三 前項第二号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。 イ・ニ （略） ホ 農地中間管理権の取得に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の所有者に対し、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。 四・五 （略）

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。				別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			
法律	事	務		法律	事	務	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）	第八十九条の規定により都道府県が処理することとされる事務			土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）	第八十五条第八項、第八十五条の二十第十項、第八十五条の三第五項及び第十一項並びに第八十五条の四第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（国営土地改良事業に係るものに限り。）並びに第八十九条の規定により都道府県が処理することとされる事務		

改 正 案	現 行
（土地改良法の準用） 第十五条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号の業務（特定施設に係るものを除く。）を行う場合については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第三項、第四十八条第十一項（第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第八十七条第五項（第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十七条の四第四項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十八条第六項、第十項及び第十三項、同条第十八項及び第十九項（これらの規定を第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（第百条の二第二項（第百十一条において準用する場合を含む。）及び第百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示」と読み替えるものとする。	（土地改良法の準用） 第十五条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号の業務（特定施設に係るものを除く。）を行う場合については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第三項、第四十八条第十一項（第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第八十七条第五項（第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十七条の四第四項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十八条第六項、第十項、第十三項、第十八項及び第十九項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（第百条の二第二項（第百十一条において準用する場合を含む。）及び第百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示」と読み替えるものとする。

